

災害復旧事業等における現場代理人及び主任技術者等の運用

令和2年3月24日
徳島県県土整備部長

1 目的

この運用は、「災害復旧事業等に係る入札・契約制度の臨時措置」(以下、「臨時措置」という。)のうち、現場代理人及び主任技術者等の配置要件等の運用について定めたものである。

2 定義等

この運用の対象は、次のすべてを満足する建設工事とする。

ア 県が指定する臨時措置の対象地域において発注する建設工事

イ 災害復旧事業及び災害関連事業にかかる建設工事

ウ 県が臨時措置の対象地域として指定した日から解除した日までに指名通知又は入札公告を行う建設工事

※兼務する他工事の契約時期は問わない。

3 現場代理人及び主任技術者等の配置要件等にかかる緩和措置

(1) 現場代理人の工事現場の兼務

現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル 徳島県県土整備部(以下「設置マニュアル」という。)において「10 現場代理人の工事現場の兼務 (1) 常駐義務を緩和可能な工事現場の場合(当面の運用)」で規定する兼務の要件及び兼務の手続きを次のとおり改める。

ア 兼務の要件

発注者が、次の要件を全て満たし、現場代理人の常駐義務を緩和し、他の工事現場への兼務が可能と認めたときは、受注者は、同一の現場代理人を配置できるものとする。ただし、受注者は、現場代理人を兼務配置するための必要な手続きをしなければならない。

なお、現場代理人は、監督員と常に連絡をとれる態勢とし、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等適切に対応しなければならない。

また、工事の施工に当たっては、請負契約の的確な履行を確保するため、関係法令を遵守し、安全管理等に留意しなければならない。

(ア) 同一市町村内(※1)又は工事間直線距離が概ね10km以内の5つの工事

ただし、臨時措置対象工事以外の工事はこのうち3つまでとする。

※1:平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。

※:複数の市町村で現場代理人を兼務する場合、同一市町村内(※1)の全ての兼務工事と他市町村の兼務工事との工事間直線距離が概ね10km以内を満たす必要がある。

※:徳島県が発注する工事以外の工事も含む。ただし、兼務させる場合は、各工事の監督員の了解が得られていること。

(イ) 当初請負代金額が3,500万円未満の工事。

イ 兼務の手続き

受注者は、現場代理人を工事現場に兼務配置させようとするときは、次の方法により手続きを行わなければならない。

(ア) 受注者は、現場代理人を兼務させる予定の工事及び現場代理人の兼務となる他の工事の各主任監督員等と協議を行う。

(イ) 受注者は、協議の結果、発注者が現場代理人の兼務が可能と認めた場合、「現場代理人兼務届(様式5)」並びに「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」に必要となる事項を記入し、兼務させる予定工事の発注者に提出する。

発注者は、受注者からの届出を受けたときは、兼務配置となる他の工事の監督員等に様式5を

送付するとともに協議を行い、現場代理人の兼務が可能か確認を行うものとする。

なお、受注者は、発注者が現場代理人の兼務について認めないときは、別の現場代理人を選任し、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を再提出しなければならない。

また、受注者又は監督員は、現場代理人の連絡体制の不備、工事に関係する事故が発生する等、現場代理人の兼務に支障があると判断した場合には、協議を行い、現場代理人を変更できるものとし、速やかに現場代理人を変更する手続きを行わなければならない。

(2) 専任を要する技術者の工事現場の兼務

設置マニュアルにおいて「1.1 専任を要する技術者の工事現場の兼務 (1) 同一の専任の主任技術者が管理できる工事現場の場合(当面の運用)」で規定する兼務の要件及び兼務の手続きを次のとおり改める。

ア 兼務の要件

次の要件を全て満たす場合は、専任の主任技術者の兼務を認めるものとする。

(ア) 東部県土整備局又は各総合県民局県土整備部の各庁舎管内の3つの工事

※東部県土整備局徳島庁舎は旧庁舎(徳島庁舎、鳴門庁舎)管内の3つの工事とする。

ただし、臨時措置対象工事以外の工事はこのうち2つまでとする。

なお、請負代金額は問わない。

(イ) 徳島県発注工事以外の工事は、同一市町村内(※1)における臨時措置対象工事であること。ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事はこの限りではない。

※1：平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。

(ウ) 東部県土整備局又は各総合県民局県土整備部又は農林水産部が所管する工事以外の工事と兼務させる場合は、各工事の監督員の了解が得られていること。

(エ) 兼務する全ての工事で専任の監理技術者として従事していないこと。

イ 兼務の手続き

受注者は、主任技術者を工事現場に兼務配置させようとするときは、次の方法により手続きを行わなければならない。

(ア) 東部県土整備局又は各総合県民局県土整備部又は農林水産部が所管する工事との兼務

① 受注者は、総合評価落札方式の場合には落札候補者となった時点で「主任技術者兼務届(様式4)」を契約事務担当者へ、その他の場合は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に同届を監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

② 受注者は、発注者に「主任技術者兼務届」を提出するまでに、兼務する他工事の監督員等に対しても、「主任技術者兼務届」を提出し確認を受けなければならない。

(イ) 上記(ア)以外

① 受注者は、主任技術者の兼務となる他の工事の各主任監督員等と協議を行う。

② 受注者は、協議の結果、発注者が主任技術者の兼務が可能と認めた場合、「主任技術者兼務届(様式4)」並びに「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」に必要となる事項を記入し、総合評価落札方式の場合には落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、その他の場合は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

発注者は、受注者からの届出を受けたときは、兼務配置となる他の工事の監督員等に様式4を送付するとともに協議を行い、主任技術者の兼務が可能か確認を行うものとする。

この確認において、兼務配置となる他の工事で主任技術者の兼務が認められないときは、総合評価落札方式においては当該技術者のみを配置予定技術者として申請している場合には入札の失格、その他の場合は別の主任技術者を選任し、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を再提出しなければならない。

(3) 土木施工管理技術検定制度等の活用

臨時措置対象工事のうち土木一式工事においては、徳島県土木工事共通仕様書（平成 28 年 7 月 徳島県県土整備部）1-1-1-14「土木施工管理技術検定制度等の活用」は適用しないこととし、次により取り扱う。

受注者は、土木一式工事の場合で、当初請負対象金額が9,000万円以上となるときは、主任技術者又は監理技術者を定めるに当たり、次のいずれかに該当する者を選定しなければならない。

ア 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。

イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木又は農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に関するもの、「農業土木又は農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。

ウ 監理技術者資格者証の交付を受けている者（土木工事業に関するものに限る。）。

附 則

- 1 平成31年4月19日付け「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業等における現場代理人及び主任技術者等の運用の一部改定について（通知）」は廃止する。
- 2 この運用は、令和元年10月1日から施行する。
- 3 この運用は、令和2年4月1日から施行する。